



® 平成 29 年 8 月 31 日 (木)

No. 14519 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [152] (1)

☆ [随筆(最終回)] ロシア市場経済化の禍根 (8)

弁理士の眼

152

出願意匠「物品の操作の用に供される画像」

拒絶審決取消請求事件

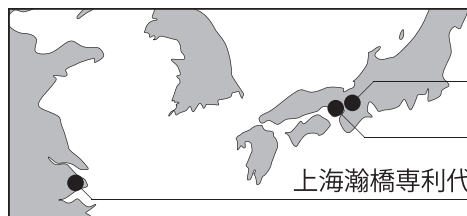
一 知財高裁平成28(行ケ)10239・平成29年5月30日(2部)判決<請求棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

[キーワード] 「意匠」の定義(意2条1項)→物品
の操作の用に供される画像(意2条2項)、「意
匠」の登録要件→工業上利用性(意3条1項柱書)、
部分意匠

本件は、意匠登録出願の拒絶査定不服審判請求に
対する不成立審決の取消訴訟である。争点は、後記
本願部分の画像が意匠法2条2項の「物品の操作(当
該物品がその機能を発揮できる状態にするために行
われるものに限る。)の用に供される画像」を構成し、
その結果、本願意匠が同法3条1項柱書の「工業上
利用することができる意匠」に当たるか否かである。

【事案の概要】



京都ランチ(5名:うち弁理士3名)

神戸本部(61名:うち弁理士21名)

上海瀚橋專利代理事務所(12名:うち專利代理人6名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人

ARCO PATENT OFFICE

有古特許事務所

■URL:<http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp

■神戸本部 :〒650-0031 神戸市中央区東町 123 の1 貿易ビル3F

TEL:078-321-8822

■京都ランチ :〒600-8492 京都市下京区月鉾町 47-3 四条新町ビル4階

TEL:075-213-5600

■上海瀚橋 :郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 18 階 1809 号室

TEL:+86-21-6415-8030

■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国專利代理人 曹芳玲 他5名

1 特許庁における手続の経緯

原告 (三菱電機株式会社) は、平成27年3月16日、意匠法14条1項により3年間秘密にすることを請求し、物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願をしたところ (意願2015-5576号。甲1。以下「本願」という。)、同年11月11日付けで拒絶理由通知を受け (甲3)、同年12月24日、「意匠に係る物品の説明」を補正する手続補正をしたが (甲5)、平成28年2月17日付けで拒絶査定を受けたので (甲6)、同年6月14日、拒絶査定不服審判請求を行った (不服2016-8799号。甲7)。

特許庁は、平成28年10月5日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月18日、原告に送達された。

2 本願意匠

本願の意匠登録を受けようとする意匠 (以下「本願意匠」という。) は、別紙第1のとおりである (以下、本願において、意匠登録を受けようとする部分を「本願部分」という。)

3 審決の理由の要点

(1) 物品と一体として用いられる、自動車周囲の路面、組み立て駐車場、あるいは展示場の床板等の表示機器 (以下「表示機」という。) に表される画像を含む意匠について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に含まれる画像が意匠法2条2項において規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であることが必要である。

しかし、本願部分の縮小画像図1～16には操作のための図形等が一つも表れておらず、これらの縮小画像図1～16を全体として見たとしても、自動車の開錠操作、エンジンの始動操作、及び自動車の前進若しくは後進の操作に用いられるものとは認められず、単に自動車の開錠から発進前までの自動車の各作動状態を表示機に表示しているにすぎない。

そうすると、本願部分の画像は、意匠法2条2項所定の画像を構成するとは認められないから、本願部分の画像は、意匠法上の意匠を構成

するとは認められない。

したがって、本願意匠は、意匠法3条1項柱書に規定する「工業上利用することができる意匠」に該当しないから、意匠登録を受けることができない。

(2) 自由に肢体を動かせない者が行う、モニター等に表示される文字を選択するための画像や、音声認識させるための発声などによる操作のための画像とは異なり、本願部分の画像には、運転者が自動車を前進させるための操作ボタン等の画像が何も表示されていない。また、表示された画像を用いて操作を行うことによってシフトレバーが作動するのではなく、運転手がシフトレバーを作動させた結果、その時の自動車の状態の画像が表示機に表示されるものである。

したがって、本願部分の画像は、運転者が自動車を前進させるための操作の用に供する画像とは認められない。

【判 断】

当裁判所は、原告主張の審決取消事由は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 意匠法2条2項は、「物品の操作 (当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。) の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」は、同条1項の「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に含まれ、意匠法上の意匠に当たる旨を規定する。同条2項は、平成18年法律第55号による意匠法の改正 (以下「平成18年改正」という。) によって設けられたものである。

ところで、平成18年改正前から、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換え、この画面上に表示された図形等からなる、いわゆる「画面デザイン」を利用して操作をする機器が増加してきている。このような画面デザインは、機器の使用状態を考慮して使いやすさ、分かりやすさ、美しさ等の工夫がされ、家電機器等の品質や需要者の選択